

○薬物の濫用の防止に関する条例

平成26年10月7日
兵庫県条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、危険薬物その他の薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法(昭和29年法律第71号)第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物
- (7) 危険薬物

2 この条例において「危険薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下同じ。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(前項第1号から第6号までに掲げる物、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品、酒類及びたばこを除く。)をいう。

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、知事及び公安委員会の緊密な連携の下、これを効果的に実施するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用をせず、その濫用を防止しなければならない。

2 県民は、国、県及び市町が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力しなければならない。

(調査研究の推進)

第5条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を推進するものとする。

(国等との連携等)

第6条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体（以下「国等」という。）との協力及び連携を図るものとする。

2 県は、薬物の濫用を防止するため必要があると認めるときは、国等に対し、意見を述べ、必要な措置をとるよう求めるものとする。

(監視及び指導)

第7条 県は、薬物の濫用による被害の発生を防止するため、インターネット等を活用した監視を行い、その結果に基づき必要な指導を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 県は、薬物の濫用による被害の発生を防止するため、薬物に関する情報を収集するとともに、県民に対し、現に流通している危険薬物の名称、形態等必要な情報を提供するものとする。

(教育及び啓発)

第9条 県は、県民が薬物の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるようにするため、薬物の濫用の防止に関する教育及び啓発に努めるものとする。

(危険薬物の身体使用の禁止)

第10条 何人も、危険薬物を吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用してはならない。

(危険薬物の販売等の手続等)

第11条 危険薬物を販売し、又は授与しようとする者（次項において「危険薬物販売者」という。）は、販売し、又は授与する危険薬物の直接の容器又は被包（以下「容器等」という。）に次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、正当な理由により危険薬物を販売し、又は授与する場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 当該危険薬物の名称及び用途

(2) 当該危険薬物の製造者の氏名（法人にあっては、名称。以下同じ。）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）

2 危険薬物販売者は、販売し、又は授与する危険薬物について、吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用することを助長し、又は誘発するような広告又は宣伝を行ってはならない。

(知事監視店の指定)

第12条 知事は、危険薬物の販売、授与等の業務を行う県内の店舗、事業所その他の場所（以下「店舗等」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該店舗等を知事監視店として指定することができる。

(1) 当該店舗等又は当該店舗等において販売、授与等の用に供する危険薬物が貯蔵されている場所（以下「貯蔵場所」という。）において、直接の容器等に前条第1項各号に掲げる事項が記載されていない危険薬物が貯蔵され、又は陳列されていること。

(2) 当該店舗等において、危険薬物を人の身体にみだりに使用することを助長し、又は誘発すると認められる広告又は宣伝がされていること。

(3) 当該店舗等又は貯蔵場所において、次のいずれかに該当する危険薬物が貯蔵され、又は陳列されていること。

ア 関係機関から収集した情報により人の身体にみだりに使用されたことを確認した危険薬物又はその容器等と同一又は類似の形態のものであること。

イ 関係機関から収集した情報により第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物であることを確認したもの又はその容器等と類似の形態のものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、当該店舗等又は貯蔵場所に貯蔵され、又は陳列されている危険薬物が人の身体にみだりに使用されることを防止するために緊急の必要がある場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで第1項の規定による指定をしたときは、当該指定の内容を審議会に報告するものとする。

4 第1項の規定による指定は、知事監視店の名称、所在地、指定の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

5 前項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

（知事監視店の指定の解除）

第13条 知事は、前条第1項の規定により指定した知事監視店が廃止された場合その他の事情により当該指定の必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、知事監視店の名称、所在地、解除の理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

3 知事は、前項の規定による告示をする前に、当該告示の内容を審議会に報告するものとする。

（知事監視危険薬物の販売等の手続）

第14条 知事監視店又は貯蔵場所に貯蔵され、又は陳列されている危険薬物を販売し、又は授与しようとする者（以下「知事監視店販売者」という。）は、販売し、又は授与する当該危険薬物（以下「知事監視危険薬物」という。）の直接の容器等に知事監視店販売者の氏名、住所及び問合せ先を記載しなければならない。

2 知事監視店販売者は、知事監視危険薬物を販売し、又は授与するときは、規則で定めるところにより、当該知事監視危険薬物を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名及び住所並びにその者が個人である場合にあっては、年齢を確認するとともに、その者（未成年者である場合にあっては、当該未成年者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）を含む。）に対して当該知事監視危険薬物に関する次に掲げる事項を記載した書面（以下「説明書」という。）を交付しなければならない。

(1) 名称、用途及び使用方法

(2) 吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用してはならないことその他遵守すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の身体にみだりに使用されることを防止するために必要な情報

3 知事は、説明書の記載事項を確認するために必要があると認めるときは、知事監視店販売者に対し、説明書の提出を求めることができる。

- 4 知事は、前項の規定により提出を受けた説明書の記載事項について、当該知事監視危険薬物が人の身体にみだりに使用されることを防止するためには適切でないと認めるときは、知事監視店販売者に対し、必要な指導を行うことができる。
- 5 知事監視店販売者は、知事監視危険薬物を購入し、又は譲り受けようとする者から、氏名及び住所、説明書の記載事項を遵守し、知事監視危険薬物を吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用しない旨の誓約その他規則で定める事項を記載した書面（以下「誓約書」という。）の提出を受けなければ、知事監視危険薬物を販売し、又は授与してはならない。ただし、知事監視危険薬物を購入し、又は譲り受けようとする者が未成年者であるときは、知事監視店販売者は、規則で定めるところにより、当該未成年者の保護者から、当該保護者の氏名及び住所、当該未成年者に説明書の記載事項を遵守させる旨その他の事項を記載した書面の提出を直接受けなければ、当該知事監視危険薬物を販売し、又は授与してはならない。
- 6 知事監視店販売者は、危険薬物を製造し、購入し、又は譲り受けたときは、その都度、規則で定める事項を書面に記載しておかなければならない。
- 7 知事監視店販売者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める日から3年間保存しなければならない。
 - (1) 誓約書及び第5項ただし書に規定する書面 知事監視危険薬物を販売し、又は授与した日
 - (2) 前項の書面 危険薬物を製造し、購入し、又は譲り受けた日

(知事監視店販売者以外の者から購入等した者の手続)

第15条 知事監視店販売者以外の者から危険薬物を購入し、又は譲り受けた者は、当該危険薬物を県内で所持したときは、直ちに、氏名及び住所、吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用しない旨の誓約、当該危険薬物を販売し、又は授与した者の氏名及び住所その他規則で定める事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、正当な理由により所持する場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(他の都道府県の危険薬物販売者に対する措置等)

第16条 知事は、前条の規定により提出を受けた書面に記載された危険薬物を販売し、又は授与した者の住所が他の都道府県にある場合は、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付することができる。

- (1) 当該危険薬物の名称
 - (2) 当該危険薬物が中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物である旨
 - (3) 県内で当該危険薬物の身体への使用が禁止されていることその他のこの条例の規定による規制の内容
- 2 知事は、前項の場合においては、当該者の氏名及び住所その他の情報を当該都道府県及び国に提供するものとする。

(警告)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- (1) 第10条の規定に違反して危険薬物を人の身体にみだりに使用した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して危険薬物の直接の容器等に同項各号に掲げる事項を

記載しなかった者

- (3) 第11条第2項の規定に違反して広告又は宣伝を行った者
 - (4) 第14条第1項、第2項又は第5項の規定に違反して知事監視危険薬物を販売し、又は授与した者
 - (5) 第14条第3項の規定による説明書の提出の求めに応じなかった者
 - (6) 第14条第4項の規定による指導に応じなかった者
 - (7) 第14条第6項の規定に違反して書面に記載しなかった者
 - (8) 第14条第7項の規定に違反して誓約書又は書面を保存しなかった者
 - (9) 第14条第5項本文の規定による誓約書又は同項ただし書の規定による書面を提出しなかった者
 - (10) 第15条の規定に違反して書面を提出しなかった者
- 2 前項の警告は、書面を交付して行うものとする。
(警告違反等に係る命令)

第18条 知事は、前条第1項の規定による警告（同項第2号から第8号までに係るものに限る。）を受けた者がその警告に従わないときは、その者に対し、当該警告に従うべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合であって、危険薬物が人の身体にみだりに使用されることを防止するために必要があると認めるときは、当該命令に従わない者に対し、危険薬物の販売又は授与の中止、回収その他必要な措置をとることを命ずることができる。
- 3 知事は、危険薬物が人の身体にみだりに使用されることを防止するために緊急を要する場合で、前条第1項の規定による警告（同項第2号から第8号までに係るものに限る。）を発するいとまがないときは、同項第2号から第8号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、危険薬物の販売又は授与の中止、回収その他必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 知事は、第2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、第3項の規定による命令をしたときは、当該命令の内容を審議会に報告するものとする。

(通報義務)

第19条 何人も、家族、知人その他の者についての医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、この条例その他の関係法令に違反する薬物の使用、所持等に関する情報を入手したときは、速やかに県又は関係機関に通報しなければならない。

(立入調査)

第20条 知事は、第10条から第15条まで、第17条、第18条及び第26条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、知事監視店その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、第10条から第15条まで、第17条、第18条及び第26条の規定の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事監視店その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前2項の規定により立入調査を行う者は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる者の氏名及び住所を公表することができる。

- (1) 第17条第1項の規定による警告（同項第1号に係るものに限る。）を受けた者がその警告に従わないとき。
- (2) 第18条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者がその命令に違反したとき。

(補則)

第22条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第18条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第24条 第20条第1項若しくは第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第26条 第17条第1項の規定による警告（同項第1号に係るものに限る。）に従わず、危険薬物を吸入、摂取その他の方法により人の身体にみだりに使用した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第18条まで及び第23条から第26条までの規定は、平成26年12月1日から施行する。

(兵庫県薬事審議会条例の一部改正)

- 2 兵庫県薬事審議会条例（昭和36年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「もつて」を「もって」に改める。

第5条第1項中「よつて」を「よって」に改める。

第8条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第2項及び前条の規定を準用する。
- 6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

附 則（平成26年条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。